

保護者の皆様へ

播磨町福祉グループ統括

保育所等利用自粛要請の解除について

平素は町保育行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般、新型コロナウイルス感染症に対する保育施設における対応方針について、「特別保育期間の要請終了ならびに利用自粛要請」によりご協力をお願いしたところですが、改めて6月1日以降の保育施設の対応について下記のとおりとしますので、利用される皆様におかれましては、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 保育施設の利用について

5月31日をもって播磨町の保育所等利用自粛要請を解除し、6月1日以降は通常保育を再開します。5月中は、児童の見守りについて、保護者が在宅しており、家庭で対応が可能な利用者は、3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けて感染拡大を防止するために、可能な限り保育施設の利用を控えるように、引き続きご協力をお願いいたします。

2. 保育料の軽減について

播磨町が利用自粛要請を行った令和2年4月1日～令和2年5月31日までの期間を対象に各月欠席日数を保育施設に確認のうえ、日割り計算による軽減額を算定し、7月以降に返金いたします。

6月1日以降の保育料につきましては、通常保育を再開しますので、保育料の軽減は行いません。欠席日数に関係なく月額保育料をご負担ください。

※返金の方法について

保育所をご利用の方：播磨町より返金いたします。

口座振替の方は当該口座に返金いたします。

納付書払いの方は、振込先口座を照会させていただきます。

保育所以外をご利用の方：保育施設より返金いたします。

(認定こども園等) 返金方法は各施設にて決定されます。

3. 育児休業等の取り扱いについて

播磨町が利用自粛の要請を解除した日（5月31日）が属する月（5月）の翌々月1日（7月1日）までに復職等勤務を開始してください。**復職等勤務の開始を確認するために、勤務を開始した月分の給与明細を令和2年8月17日までに播磨町役場福祉グループまでご提出ください。**

問い合わせ

播磨町役場福祉グループ 社会児童福祉チーム 電話：079-435-2362